

## 第2編 議会・選挙・監査

### 第1章 議会

#### 木曾広域連合議会定例会の回数を定める条例

〔平成11年6月1日〕  
条例第42号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第102条第2項の規定に基づき、議会の定例会の回数を定めることを目的とする。

(定例会の回数)

第2条 連合議会の定例会の回数は、年4回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。